イランビジネス展開上の留意点

― 制裁緩和の実態を踏まえて

米国モルガン・ルイス & バッキアス法律事務所 ワシントン DC オフィス パートナー ワシントン DC およびニューヨーク州弁護士 伊藤 嘉 秀

イランに対しては、1979年の在テヘラン米国大使館占拠事件以降、米国は様々な制裁を科し現在に至っている。また、2005年8月アフマディネジャード大統領就任以降、核兵器不拡散条約(NPT)違反の疑いのあるイランの核開発計画が発覚すると、特に10年以降国連や欧州諸国でもイランに対する制裁を科す動きが強化された。

13年8月のロウハニ大統領の就任を契機に、米、英、仏、露、中、独およびEUは、核問題解決に向けたイランとの交渉を再開した結果、15年7月14日、イランが核開発関連施設等の処分を行うことを条件に、西側諸国がそれまでに科してきた「核関連の問題」に対する制裁措置の段階的解除をしていくとの合意を取りまとめた共同包括行動計画(JCPOA)を公表した。

JCPOAでは、国際原子力機関がイランのJCPOA規定順守を確認し、国連、米国およびEUが、JCPOAで明示した特定の制裁解除等を施行し始める日を実施日(Implementation Day)としていた。16年1月16日に実施日が実現したことに伴い、国連、米国およびEUは、以下のような骨子でイランの核問題に対して科していた制裁措置を緩和***

※注:米国はイラン制裁関連の法令の多くを形式上維持したまま、その一部の適用免除、執行停止等の決定を行うことにより、イラン制裁措置の執行を実効的に休止しているが、本稿では簡潔な表現にするため、「制裁緩和」という表現を用いる。

国連によるイラン制裁の緩和

国連安保理は、イランが NPT の非核国として の義務に反する軍用目的で核開発計画を推進して いるとの疑念に対処するため、06年から10年に わたりイランの核問題に対する複数の決議を採択 し、制裁措置を段階的に強化した。国連安保理は JCPOA発表を受け16年1月16日の実施日以降、 これらの諸決議により実施してきた各種制裁措置 を終了させた。この結果、イランの特定の団体、 施設や船舶に対する資産凍結等の措置が終了し、 日本を含む国連加盟国でも対イラン制裁措置を緩 和させた。

ただし実施日以降、国連による対イラン核問題 対処のための全ての制裁措置が終了しているわけ ではない。各加盟国は、イランが関連する核、弾 道ミサイル、兵器等の移転や、特定の投資活動を 自国内で認める際には、安保理の承認が必要と なっている。日本を含む国連加盟国では、イラン 関連のこれらの活動に対して引き続き様々な規制 が続くこととなる。

また、国連安保理はイランの核拡散や核兵器運搬システム開発支援者等をリスト(2231リスト)に取りまとめ、各加盟国内で資産凍結や資金提供の防止をするよう求めていることから、各国連加盟国では2231リスト掲載者との取引禁止というかたちでも当面対イラン制裁が継続する。

取引主体で異なる米国の制裁緩和

米国による対イラン制裁緩和は、U.S. person の取引に関するものと、non-U.S. person の取引に関するものに分けて整理することができる。

U.S. person とは、一般に米国籍や米国永住権を 有する個人(米国外にいる者も含まれる)、米国内